第２３期 第１１回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和８年７月２７日（月）
１４：００～
場　所：佐賀県水産会館「中会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次　　第 ～

１　開　　会

２　議　　題

（１－１）カキの試験養殖について（白石支所）（協議）・・・・・・・・・・・Ｐ１～13
（１－２）カキの試験養殖について（芦刈支所）（協議）・・・・・・・・・・・Ｐ14～27
（１－３）カキの試験養殖について（鹿島市支所）（協議）・・・・・・・・・・Ｐ28～41
（１－４）カキの試験養殖について（たら支所）（協議）・・・・・・・・・・・Ｐ42～58
（２）委員会指示の適用除外の内容変更について（水資源機構）（協議）・・・Ｐ59～66
（３）委員会指示の適用除外について（佐賀県水産課）（協議）・・・・・・・・Ｐ67～72
（４）うみたけ生息状況調査の結果について（報告）・・・・・・・・・・・・・Ｐ73
（５）佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・・・Ｐ74～98
（６）令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
おける佐賀県の要望事項について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ99～103
（７）その他

３　閉　　会

議題　1－1

佐有漁協指第138号
令和8年7月13日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和7年8月20日付け試養第251005号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙　　令和7年度 有明海漁協白石支所 スミノエガキ試験養殖報告書

別添様式第２号

令和７年度試験養殖報告書(スミノエガキ養殖技術開発試験・白石支所)

１．試験養殖概要

１）水産動植物の名称

カキ

２）種苗の供給元および供給量（実績）

六角川及び塩田川河口域における天然採苗（クベル）　　稚貝5kg

２．試験養殖実績

試験項目	9月	10月	11月	12月	翌1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
支柱式養殖施設	設置									準備	撤去
養殖管理	稚貝導入	カゴ替え、形状選別（月1～3回）			カゴ替え（月１～２回）						
出荷								重量選別、出荷			

３．収支報告

１）支出の部

費目	金額（円）
養殖施設資材	既存資材流用のため0円

２）収入の部

販売先	単価（円/個）	販売個数（個）	販売金額（円）
豊洲市場の仲卸	150	480	72,000
都内飲食店	150	170	25,500
合計		650	97,500

４．試験結果の総括および課題、今後の展望

別紙のとおり

※必要に応じ生残率（生残率）、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

（別紙）

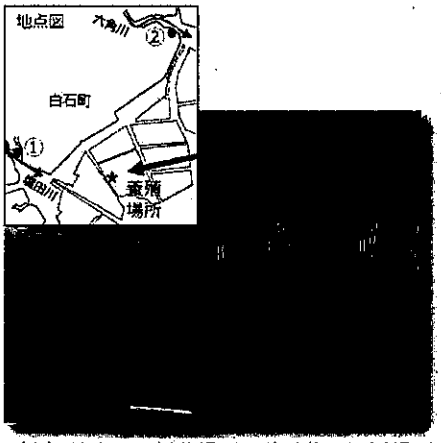
スミノエガキ養殖技術開発試験　令和7年度報告書（白石支所）

目的

ノリ養殖との兼業が可能なスミノエガキの単年養殖技術開発

方法

【期間】
令和7年9月～令和8年3月
【施設】
令和7年9月に白石町地先のノリ養殖漁場内に支柱式のカキ養殖施設を設置した。
【種苗】
令和7年6月末～7月末に六角川及び塩田川河口域のカキ礁内でクペル採苗によって入手した。



（上）地点図　採苗場所と養殖施設設置場所
（下）写真　支柱式養殖施設

結果

令和6年度試験では、令和7年3月3日時点で平均殻付き重量が52.4gとなり、3月から出荷を開始できた。一方で、令和7年度試験では、令和8年3月時点でも出荷サイズに達せず、4月から出荷を開始した。夏から秋にかけて餌となるプランクトンが少なかったことが、成長が遅れた原因と考えられた。

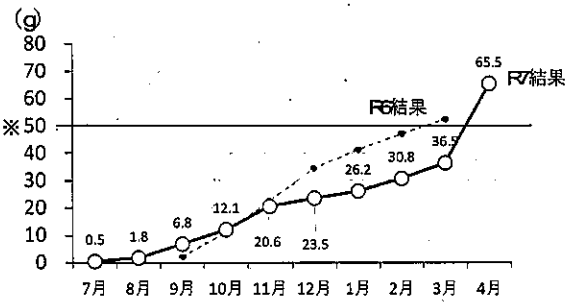


図　殻付き重量（g）の推移
※出荷サイズは50g以上

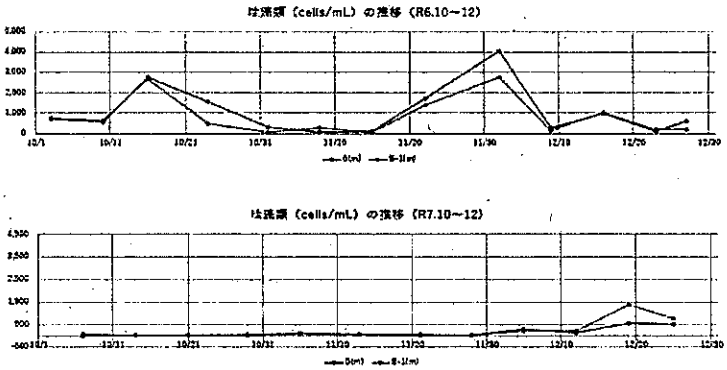


図　珪藻類（cells/mL）の推移（上：R6.10～12　下：R7.10～12）

また、カゴ替えにあわせて手作業で行っていたサイズ選別について、「形状選別機」を導入した。これにより、サイズ選別作業に要する労力と時間が大幅に軽減された。
（導入前120分（10人）→導入後30～60分（3人））



写真　導入した形状選別機

課題と今後の展望

課題①　採苗方法・時期
これまでは６～７月に天然採苗を実施していたが、採苗後の選別作業が労力がかかる。また、天然採苗が不調な場合の代替え方法も必要である。
よって、次年度試験では8～9月頃にカキ礁から直接稚貝を採取する。

課題②　出荷選別作業時の労力低減
出荷選別時は、１つ１つ手作業で重量測定して出荷サイズ（殻付き重量50g以上）のカキを選別していたため、労力と時間を要していた。
よって次年度試験では重量選別機を導入する。

課題③　冬季の成長促進方法の検討
餌料環境によっては、3月に出荷サイズに達さないことがわかった。
次年度は冬季に成長を促進するため、バスケットカゴから丸カゴに変更する。（揺れにくくすることで成長を促進する）

水産第　１８２７号
令和８年７月２２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏　から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第142号
令和8年7月14日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
スミノエガキ試験養殖

2，水産物の名称
スミノエガキ

3，漁場の位置及び区域並びに面積
有区第1219号内の3,000 ㎡

4，試験養殖期間
令和8年9月～令和9年7月

5，養殖の方法及び規模
養殖カゴによる垂下方式

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、近年は長期化した赤潮の影響で海水中の栄養塩が枯渇し、ノリの色落ち被害が深刻化しているため、厳しい漁家経営となっています。

厳しい状況を改善するため、令和4年度から当支所青年部ではスミノエガキ養殖に取り組んできました。本種は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。また成長速度が速く、甘味が強いといった特徴も兼ね備えていることから養殖対象種として有望だと考えております。

これまでの取組みの結果、本種は単年での養殖出荷が可能であることが把握できたものの、採苗方法や、出荷時の選別に関して課題が残されております。課題を克服し、本種の養殖技術を確立させるため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和8年6月11日

佐賀県杵島郡白石町大字新明2813
佐賀県有明海漁協　白石支所
支所運営委員長　久野　健児

■ 令和8年度 カキ養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和8年9月	・ 養殖施設の設置
令和8年9月 令和9年7月	・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理（付着生物の除去、サイズ選別） ・ 養殖施設維持管理（補修、浮力調整等） ・ カキ生育調査
令和9年7月	・ 施設の撤去

2.養殖施設

別紙図面 （垂下養殖）

・ 養殖カゴ　　：SEAPA製バスケットカゴ200個

3.漁場位置及び区域図

1)養殖場所：別紙図面（有区第1219号）

2)養殖面積：合計3000㎡

3)種苗：天然採苗したカキ稚貝

4.試験養殖従事予定者氏名

氏名	所属
[redacted]	有明海漁協 白石支所
	有明海漁協 白石支所
	有明海漁協 白石支所
	有明海漁協 白石支所

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
養殖施設資材	¥0
	（既存資材流用のため）

2）収入の部

費目	金額
カキ販売	¥500,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)　　有明海での天然採苗、採苗稚貝数5万個

7.出荷先予定　　地元の直売所および関東方面のオイスターバー

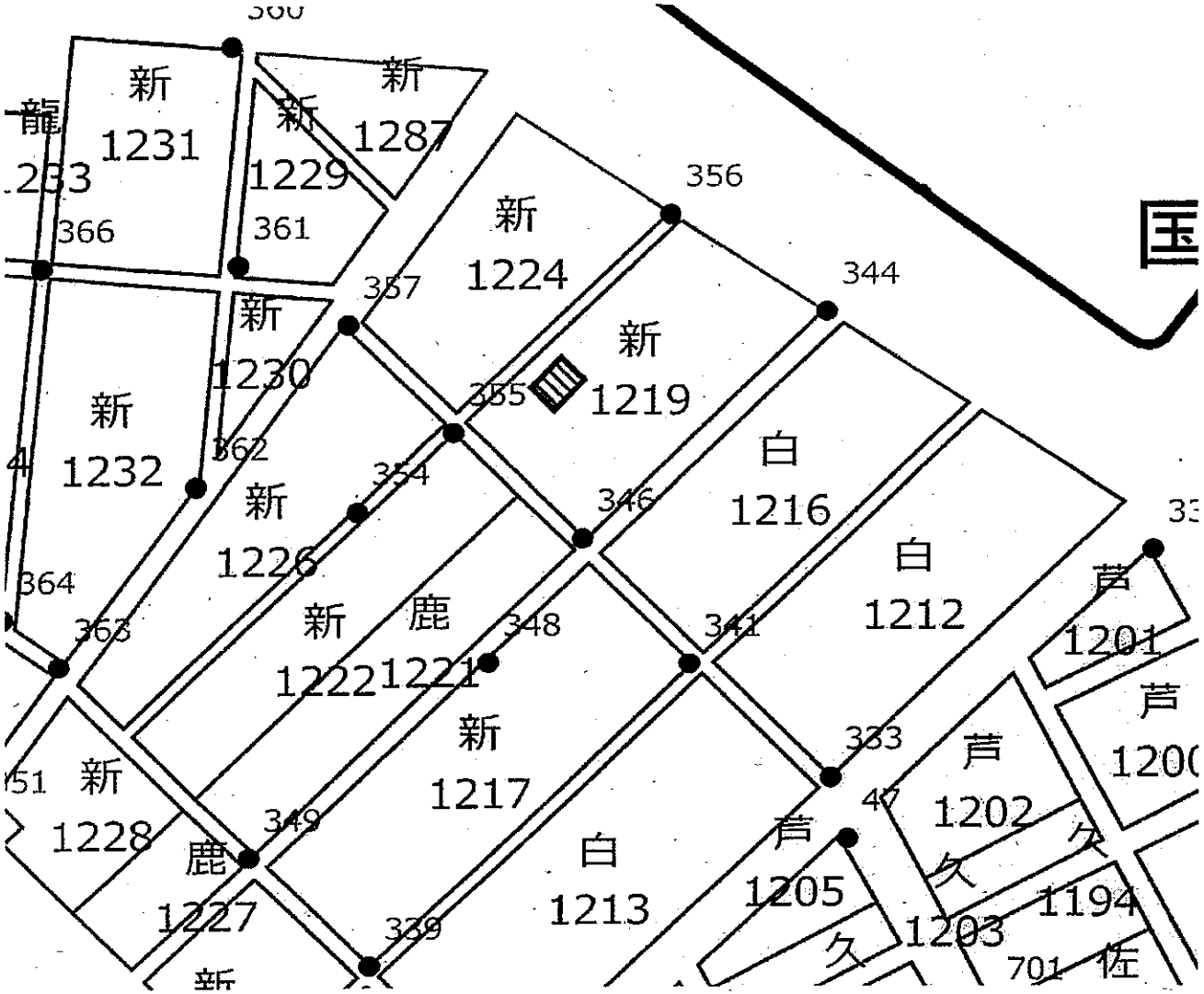
8.そ　の　他

緊急時の措置

・台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

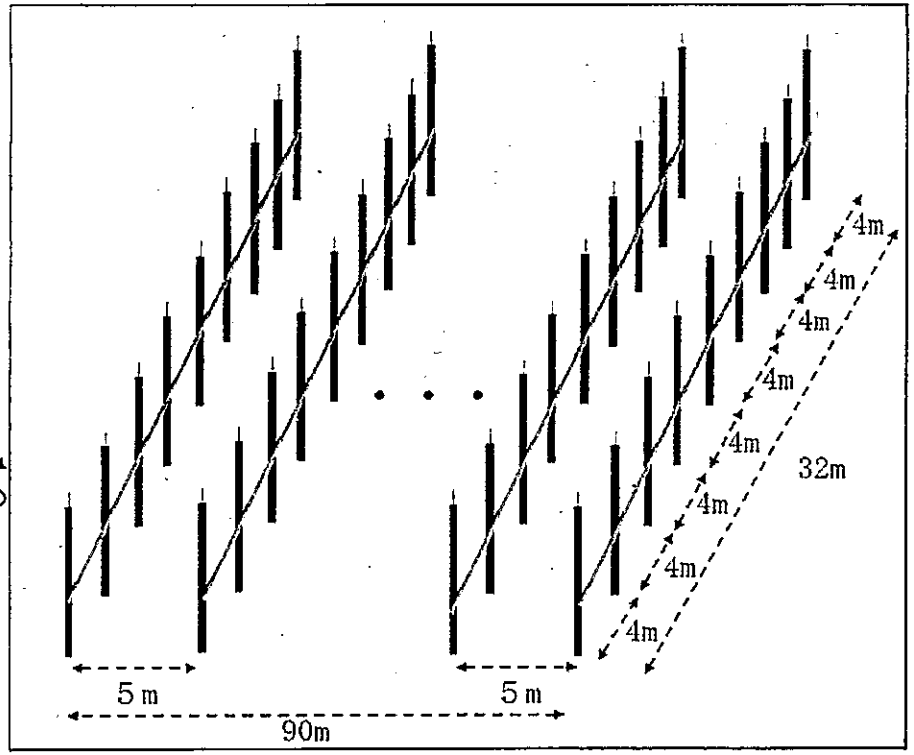
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

試 験 養 殖 漁 場 位 置 図

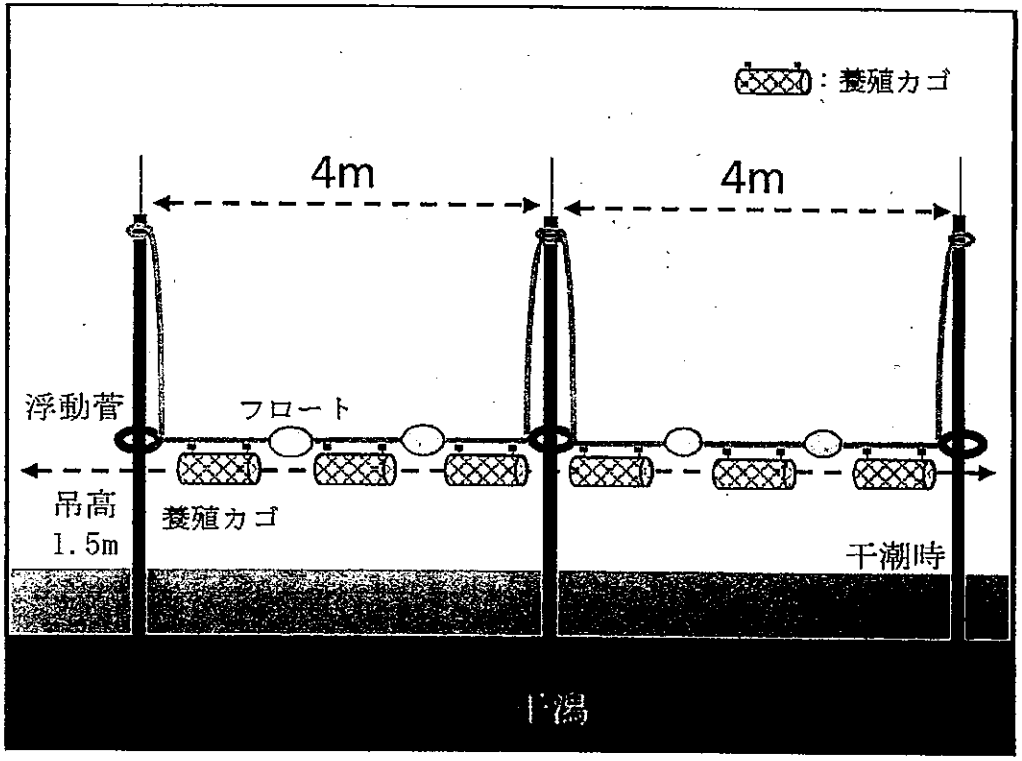

新
1231
新
1229
新
1287
新
1224
新
1219
新
1230
新
1232
新
1226
新
1222
鹿
1221
新
1217
新
1228
鹿
1227
白
1216
白
1212
白
1213
芦
1201
芦
1202
芦
1205
久
1194
久
1203
366
361
357
356
344
355
362
354
346
364
363
348
341
333
349
339
701

カキ養殖施設詳細図

平面図



測面図



同　意　書

令和7年6月11日付白石支所の試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 8年　6月　12日

住 所　佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島[redacted]

運営委員長 中島 龍

令和8年度スミノエガキ試験養殖業務（白石）委託契約書

令和8年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、スミノエガキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和9年7月31日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 7月14日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島 [redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 821
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 [redacted]

議題　1－2

佐有漁協指第137号
令和8年7月13日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和7年8月20日付け試養第251004号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙
令和7年度 有明海漁協芦刈支所 スミノエガキ成貝垂下試験養殖報告書

別添様式第２号

試験養殖報告書（芦刈支所）

１．試験養殖概要

１）水産動植物の名称

スミノエガキ

２）種苗の供給元および供給量（実績）

令和７年11月中旬～令和8年３月中旬に、ひと月あたり2回程度の頻度で、六角川河口域のカキ礁内でスミノエガキの成貝を採捕した。採捕したスミノエガキは殻長約20cm程度、採捕個数は総計1万３千個程度であった。

２．試験養殖実績

試験項目	R7.9月	10月	11月	12月	R8.1月	２月	３月	４月
天然採捕				←	—	—	→	
養殖管理（付着生物除去）				←	—	—	—	→
出荷(洗浄作業等含む)					←	—	—	→

３．収支報告

１）支出の部

費目	金額（円）
公定法検査委託	100,000
カキクリーナー(2ケ)	400,000
販売用資材等	20,000

２）収入の部

費目	金額
カキ販売	1,970,000

４．試験結果の総括および課題、今後の展望

試験の結果、天然採捕したスミノエガキを約1カ月垂下養殖すると、採捕した時点のカキよりも、身入りが改善することがわかった（殻付き重量　採取時（写真１）：110～120g/個⇒出荷時：150～170g/個（写真２））。出荷期間は令和7年12月～翌４月で、出荷量は総計約2.1トンであった。

ただし、出荷作業時のスミノエガキの洗浄作業は手作業で行っているため、非常に労力がかかった。改善策として、機器導入等で効率化を図ることが考えられた。

以上のことから、ノリ養殖と兼業可能な養殖技術はまだ確立できたとは言い難いため、引き続き実証試験を行っていく。



写真１　採取時のスミノエガキ



写真２　出荷時のスミノエガキ

水産第　１８２８号
令和８年７月２２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏　から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第 141 号
令和 8 年 7 月 14 日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地 4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
スミノエガキ成貝垂下試験養殖

2，水産物の名称
スミノエガキ

3，漁場の位置及び区域並びに面積
有区第 1201 号、及び 1202 号内の 3,000 ㎡

4，試験養殖期間
令和 8 年 9 月～令和 9 年 4 月

5，養殖の方法及び規模
養殖カゴによる垂下方式

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　出　書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、近年は、温暖化などの影響で、ノリの水揚げが不安定なことが多く、安定した水揚げを確保するのが厳しい漁家経営となっています。

当支所漁場内に多く生息しているスミノエガキは、赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。また昨年より試験実施している垂下での養殖管理を行うことで潮の干満に左右されることなく、計画的に出荷出来ます。令和7年度にも試験を行いましたが、養殖の仕方、管理方法にいまだ課題があるのが現状です。したがって令和8年度も試験を行い、本種の養殖技術を確立させるため、今年度も試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和8年6月19日

佐賀県小城市芦刈町3100番地
佐賀県有明海漁協　芦刈支所
支所運営委員長　永　野　[redacted]

■ 令和8年度　カキ養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和8年9月	・ 養殖施設の設置(海苔支柱)
令和8年12月～	・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去、サイズ選別) ・ 養殖施設維持管理(補修、浮力調整等)
令和9年4月	・ 施設の撤去

2.養殖施設

別紙図面（垂下養殖）

・ 養殖カゴ　　300個(詳細図参照)

3.漁場位置及び区域図

1)養殖場所:別紙図面(有区第1201、1202号)

2)養殖面積:合計3，000㎡

4.試験養殖従事予定者

有明海漁協　芦刈支所所属　3名 [redacted]

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
公定法検査委託	¥150,000
販売促進、資材等	¥150,000

2）収入の部

費目	金額
カキ販売	¥2,000,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)　　有区1175号の成貝の採取　3,000kg

7.出荷先予定　　地元の直売所または、業者

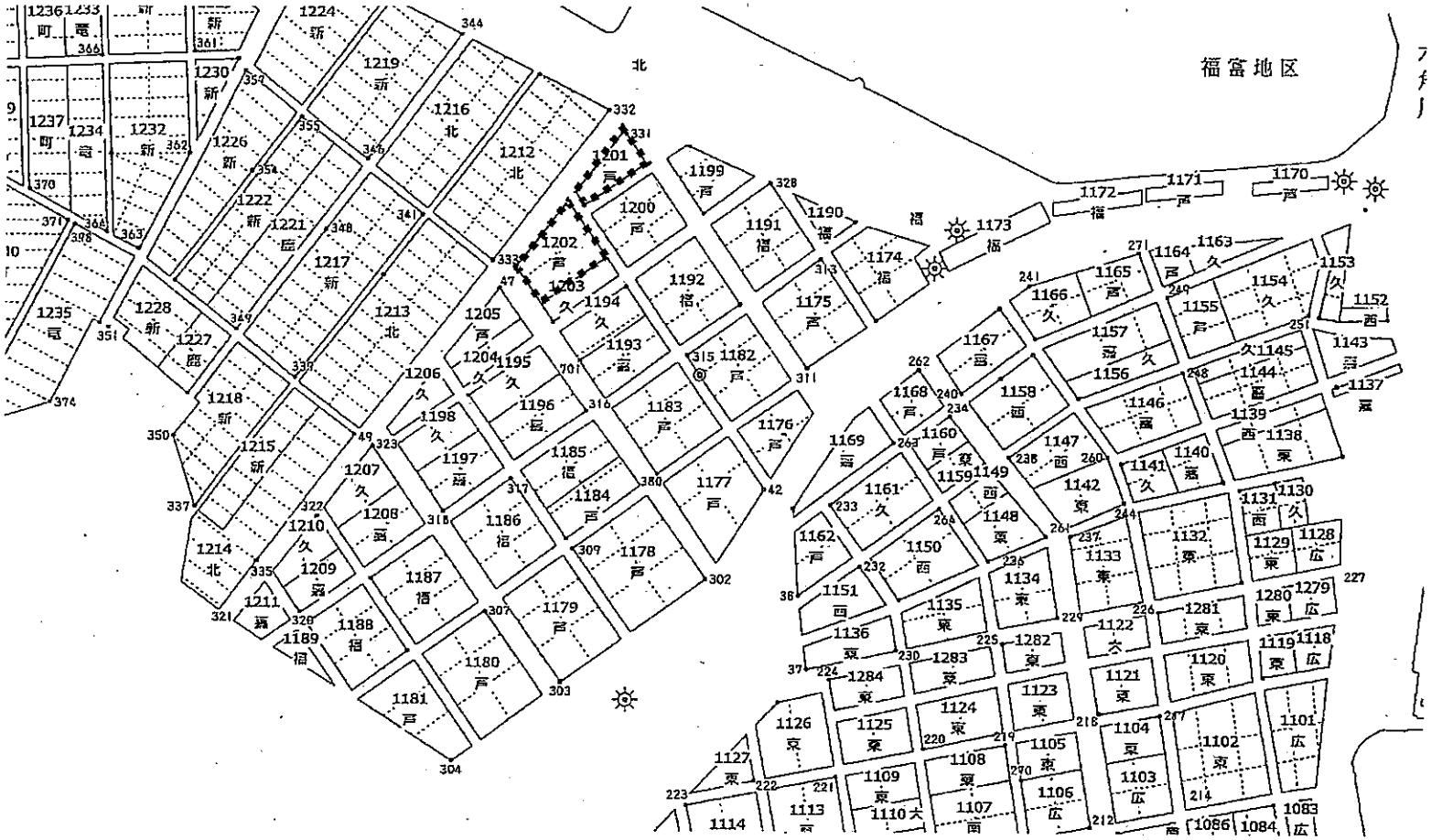
8.そ　の　他

緊急時の措置

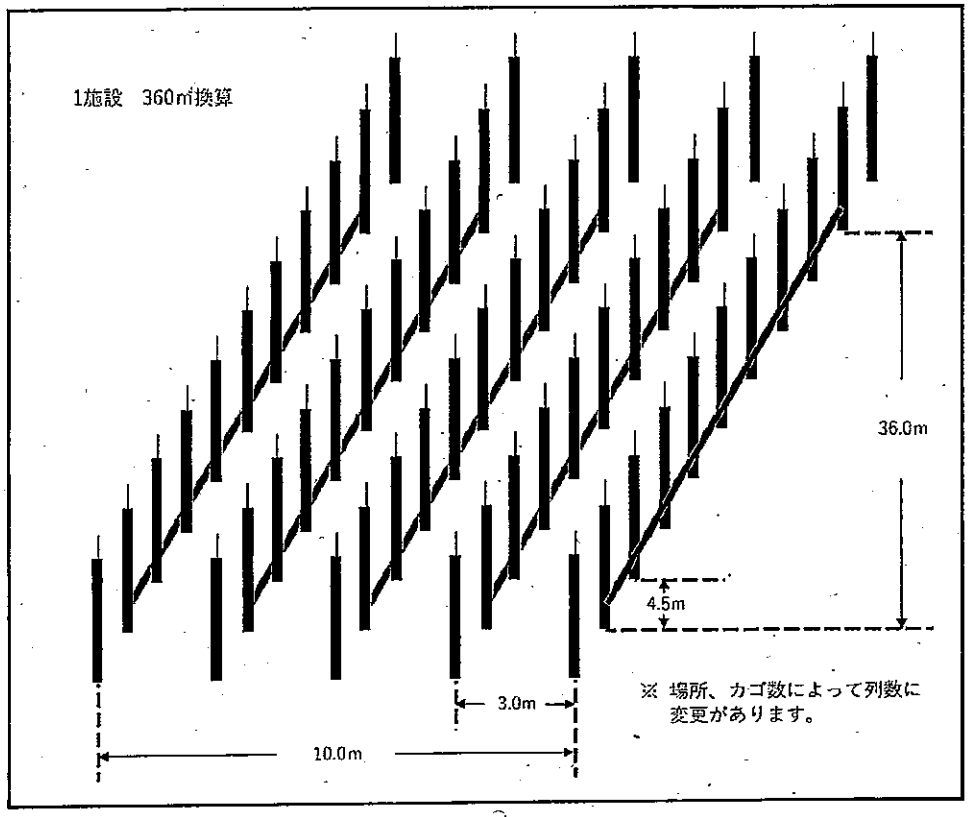
・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

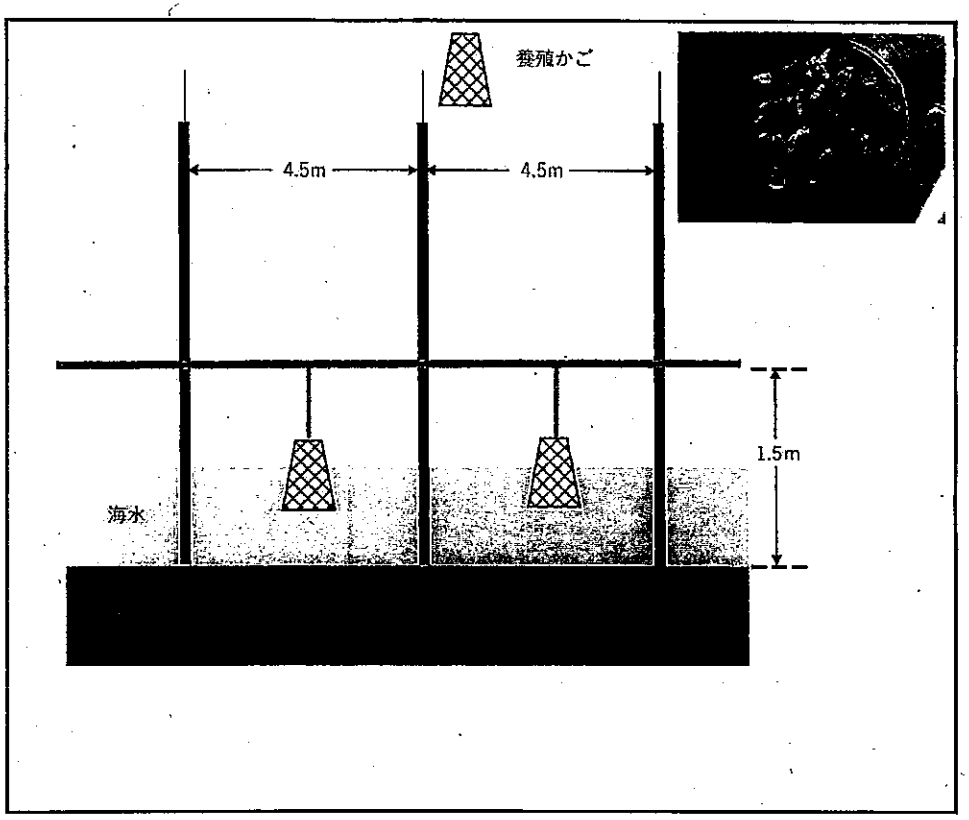
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

試験養殖漁場位置図



カキ養殖施設詳細図


1施設　360㎡換算
36.0m
4.5m
3.0m
10.0m
※ 場所、カゴ数によって列数に
変更があります。


養殖かご
4.5m
4.5m
1.5m
海水

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　8年　6月　19日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　8.6.24　年　月　日

佐賀県有明海漁業協同組合　佐賀[redacted]支所

支所運営委員長　香月[redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　8年　6月　19日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　8年　6月22日

佐賀県有明海漁業協同組合　久保田町[redacted]

支所運営委員長　中尾 誠一[redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦　様

令和　8年　6月　19日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和 8 年 6 月 19 日

佐賀県有明海漁業協同組合　福富町支所

支所運営委員長　筒井 [redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　芦刈支所

支所運営委員長　永野　慶彦 様

令和　8年　6月　19日付にて依頼がありましたカキ垂下養殖試験につきましては、同意致します。

令和　8年　6月　22日

佐賀県有明海漁業協同組合　白石[redacted]

支所運営委員長　久野 健児[redacted]

令和8年度スミノエガキ成貝垂下試験養殖(芦刈)業務委託契約書

令和8年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条　甲は、スミノエガキ成貝垂下試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和9年4月30日までとする。

(費用負担)

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8年7月14日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島 貞 [redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字屋外 82
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 [redacted]

議題 1－3

佐有漁協指第139号
令和8年7月13日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和7年7月31日付け試養第251003号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙　　令和7年度 有明海漁協鹿島市支所 カキ試験養殖報告書

別添様式第２号

試験養殖報告書

１．試験養殖概要

１）水産動植物の名称　　マガキ

２）種苗の供給元および供給量（実績）　マガキ稚貝（糸島市の種苗会社から購入）　カルチ式：約1,500個体、丸カゴ式：約15,000個体

２．試験養殖実績

試験項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
養殖施設の設置		←→								
養殖管理（抑制棚）				←―	――	――	―→			
沖出し（本養殖場）					←―	――	―→	←→		
出荷							←→	←→		

３．収支報告

１）支出の部

費目	金額
稚貝購入費	70,000

２）収入の部

費目	金額
売上	200,000

４．試験結果の総括および課題、今後の展望

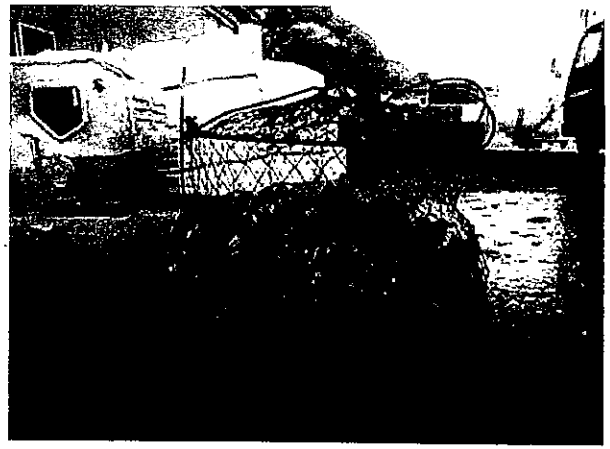
別紙参照

※必要に応じ生残率（生残率）、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

稚貝導入時



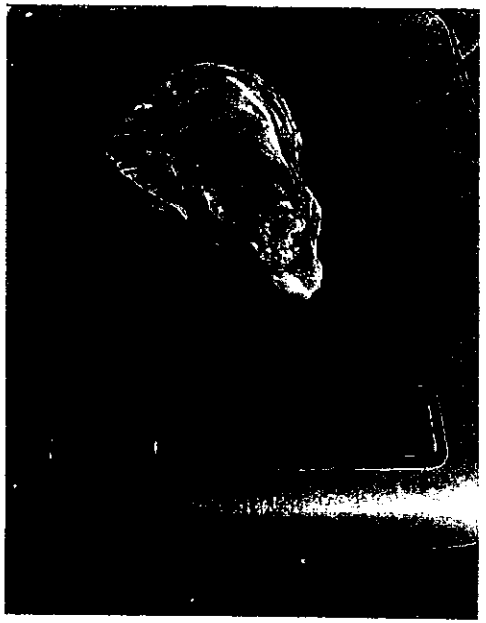




出荷時







R7 年度試験養殖（抑制棚での育成）結果

【概要】

１月下旬に導入したカキ稚貝を抑制棚に垂下した。丸カゴに入れたシングルシードのカキは２月中旬には沖出しし、４月から出荷が始まった。出荷サイズは 30～40g 程度であった。

カルチ式のカキ稚貝についても１月下旬に導入し抑制棚に垂下した。丸カゴと出荷時期をずらすため、干出をかけながら育成し、５月頭から随時ばらして丸カゴに入れ沖出し後、約１週間で出荷した。出荷サイズは 60g 以上であった。

【今回分かったこと】

・抑制棚で一定期間成育させると、貝柱が大きく、殻も大きくなりやすいため、県外出荷向けになりそうである（干出に強く、出荷時も長持ちする）。
・丸カゴは早めに沖出しして身入りが良くなるため、早めの出荷が可能である。
・両方の様式を活用することで、出荷のタイミングをずらし、出荷調整ができる。

【課題】

・全国的なカキの不調により、当初予定していた時期（11 月）かつ予定していた連盤形式での稚貝の入手が出来なかった。
・経費削減のためには、もっと早い時期（安価な時期）に稚貝を導入したい。
・連盤での購入を行うため、他の種苗会社からの購入も検討が必要であると考える。

水産第　１８２９号
令和８年７月２２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏　から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第143号
令和8年7月14日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
　カキ稚貝育成試験養殖
2，水産物の名称
　カキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
　箱崎漁港の東、約40m沖の225㎡

4，試験養殖期間
　令和8年9月～令和9年7月
5，養殖の方法及び規模
　抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所では、七浦地先の沖合において、通年の延縄式カキ垂下養殖を行っています。しかしながら、現状の垂下養殖施設では購入・採苗稚貝の育成において成長速度を管理できず、垂下した稚貝は同時期に出荷可能サイズに達し、出荷作業が煩雑となってしまいます。出荷作業が遅れた際、成長し過ぎたカキは商品価値が下がり、販売単価も低くなってしまいます。

また、出荷してから新たな稚貝を垂下し、再度出荷可能になるまでに1ヶ月～2ヶ月程度を要する為、特にカキの需要が高まる冬場において、出荷できない期間が発生するのは販売機会の喪失に繋がります。

この課題を解決する為に、稚貝を分散購入する方法も考えられますが、購入の度に輸送コストがかかる上、稚貝のサイズを選べない事が多く、出荷予定が立て辛くなり、作業も煩雑となってしまいます。

このような課題を改善するため、令和7年から干潟に抑制棚を設置し、一括導入した稚貝の成長速度を調整しながら、より効率的なカキの出荷する試験を始め、一定の見解を得ることができました。一方で、全国的なカキの不調の影響により、当初予定していた条件での稚貝の導入ができず、引き続き試験を行う必要が出てきました。

ノリ養殖に対しても二枚貝は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待され、ノリ生産の安定化にもつながると考えられます。特にカキは、二枚貝のなかでもプランクトン沪過能力が高いうえ、商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えております。

カキ養殖方法の検証により増産ができれば、更なる赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上、安定化にもつながると考えておりますので、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和8年7月7日

佐賀県鹿島市浜町1707番地
佐賀県有明海漁協　鹿島市支所
支所運営委員長　中　島　龍[redacted]

■ 令和8年度　カキの稚貝育成試験養殖計画

1.養殖試験方法

抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖

・干潟域における支柱を用いた抑制棚での垂下式カキ稚貝育成養殖

・成長や生残、作業性等を検証する。

2.スケジュール

令和8年9月～ (通年)	養殖開始 ・ 養殖施設の設置 ・ カキ稚貝の入手 ・ 試験養殖開始(抑制棚への設置) 養殖管理 ・ カキの成長、生残状況確認 ・ カキの適正密度管理 ・ 水位調整 施設の維持管理 ・ 害的生物の除去等 ・ 補修等
令和8年10月～	沖出し(有区第2103号)
令和9年7月	・ 養殖終了 ・ 施設の撤去

3.漁場位置及び区域

養殖場所:箱崎漁港の東　約40m

養殖面積:225 ㎡

4.試験養殖従事予定者氏名

[redacted]　(有明海漁協鹿島市支所)

■ 令和8年度 カキの試験養殖計画

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
カキ種苗代	420,000円

2）収入の部

費目	金額
カキ販売	800,000円

6.種苗の供給元および供給量（予定）

・民間種苗会社のカキ：83,000個程度（糸島市の生産者から購入を予定）

7.出荷先予定

直売所、個人売り、市場出荷

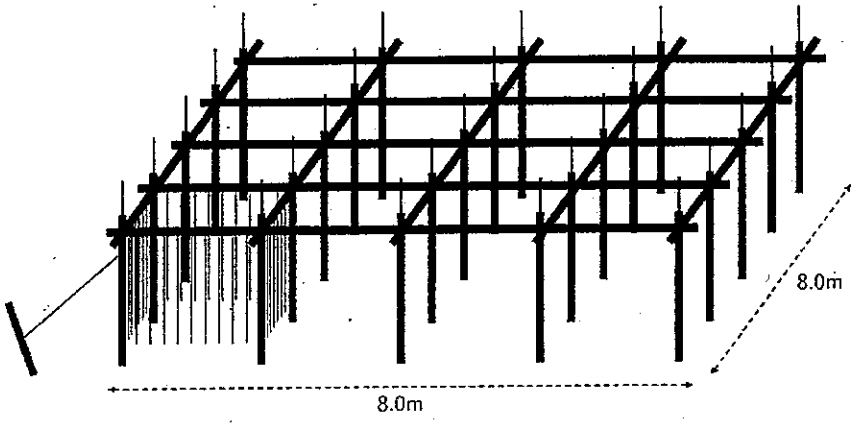
6.そ　の　他

緊急時の措置

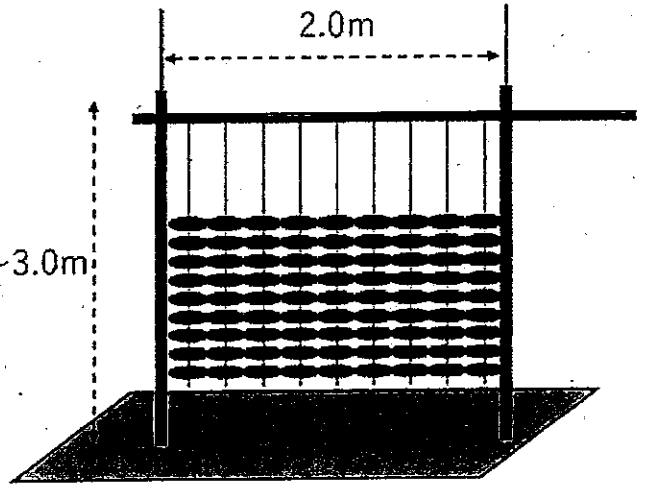
・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

抑制棚を用いたカキ稚貝の育成養殖施設詳細図



概要図



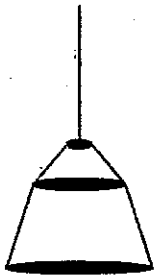
側面図（連盤式）

：ノリ養殖コンポーズ

：カルチ式、丸カゴ式または連盤式種苗

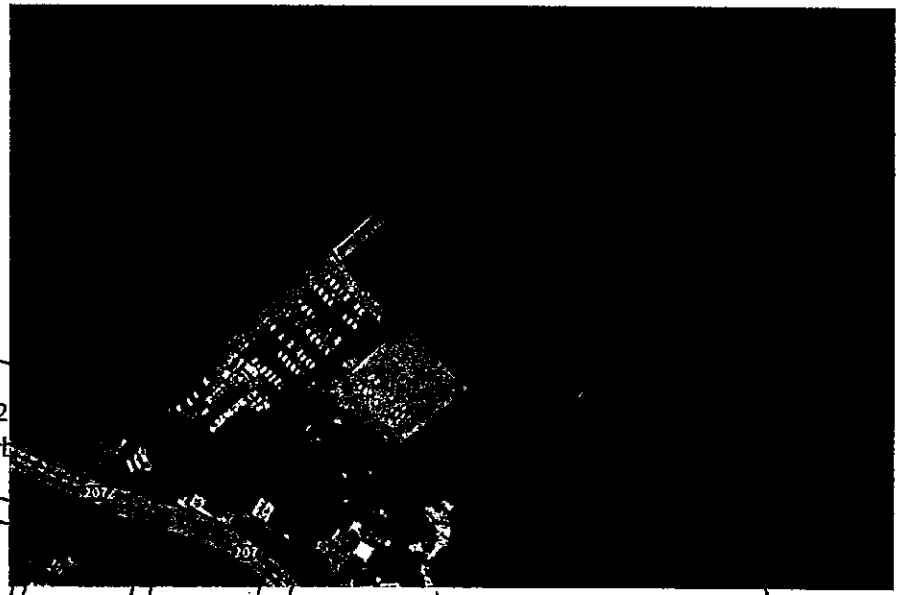


カルチ式



丸カゴ式

試験養殖漁場位置図



音成

飯田

江福

箱崎

1262
七

1260
七

1257
七

1253
七

58

42

444

705

704

422

1263
七

443

1261
七

1258
七

1254
七

501

706

424

1265
七

申請箇所①
「カキの稚貝育成試験養殖」実施場所

同　意　書

令和8年7月7日付佐有漁協鹿支第8号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和8年 7月 7日

住 所　藤津郡太良町大字糸岐1558番地11 2F

氏 名　佐賀県有明海漁業協同組合
たら支所運営委員長　陣竹　隆[redacted]

令和8年度カキ稚貝育成試験養殖(漁場)業務委託契約書

令和8年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条　甲は、カキ稚貝育成試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和9年7月28日までとする。

(費用負担)

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1)乙がこの契約に違反したとき

(2)乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 7 月14日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島 [redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 82
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 [redacted]

議題　1－4

佐有漁協指第140号
令和8年7月13日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏
＜公印省略＞

試験養殖実績報告書

令和7年8月20日付け試養第251006号で承認を受けた試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別　紙　　令和7年度 有明海漁協たら支所 カキ垂下試験養殖報告書

令和７年度　佐賀県有明海漁協たら支所　カキ垂下試験養殖報告書

１．目的

佐賀県有明海漁業協同組合たら支所の主幹漁業は、冬季の「ノリ養殖業」であるが、近年植物プランクトンによる赤潮により、栄養塩が低下しノリが色落ちする被害が発生している。

二枚貝は、植物プランクトンを餌とすることから、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっているため、二枚貝をノリ養殖区画に垂下し育成することで、漁家経営の一助となり、ノリ養殖の安定生産にもつながるか検討するため試験養殖を行った。

２．試験の概要

・試験期間：令和７年10月～令和８年４月
・試験漁場：有区第1265号、有区第1267号（図1）
・養殖方法：延縄垂下式および固定式（図2）
・養殖種苗：マガキ、スミノエガキ

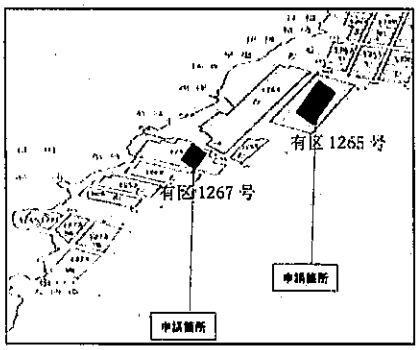


図1. 試験漁場図

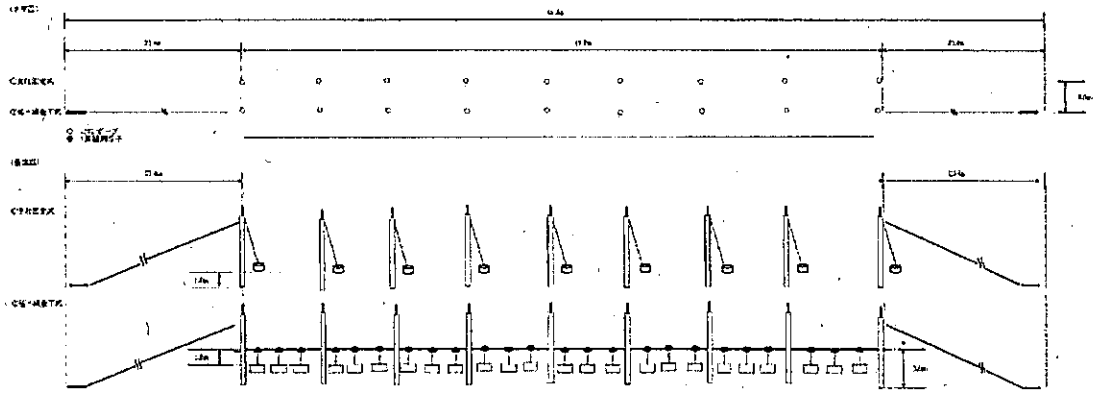


図 2. 二枚貝垂下式養殖施設詳細

3．結果

令和７年 10 月 25 日に、図２に示した養殖施設を設営し、試験養殖を開始した。試験養殖用マガキは、有明海漁協大浦支所から 130kg、岩手県大船渡産を 208 kg購入した。試験養殖用スミノエガキは近隣漁場で採捕し 100 kgだった。大浦支所から購入時のマガキの平均殻長は 8.3cm、平均殻付き重量は 39g/個であった。岩手県大船渡産からの購入時のマガキの平均殻長は 11.7 ㎝、平均殻付き重量は 120 g /個。採捕したスミノエガキの平均殻長は 11 ㎝、平均殻付き重量は 115g/個であった。各カキは１カゴ当り３kg～6.5 kg程度収容した。令和８年４月８日には、平均殻長 16.1cm、平均殻付き重量 187.5g/個に成長した。販売は、個人売りにより３月中旬から４月上旬に実施した。販売合計数量は 360kg で、販売金額は 406,500 円であった。海苔漁期終了後に身入り、味、共に良好となり、斃死も少なく高品質なカキが確認された。

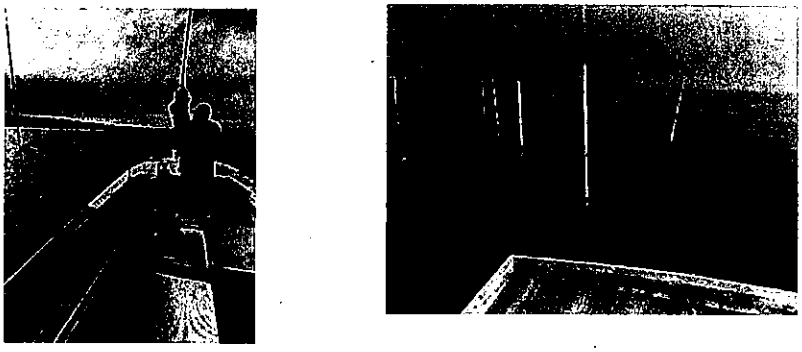


写真１　養殖施設設置

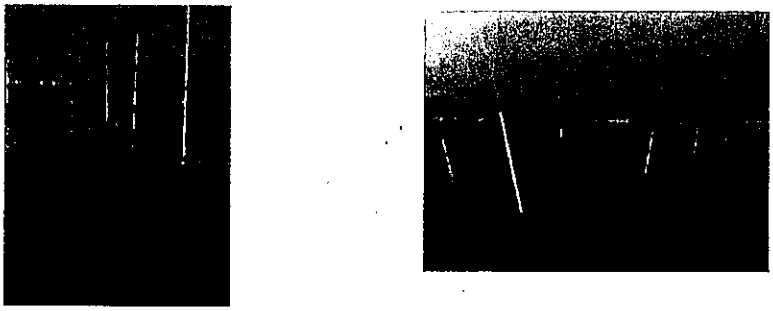


写真２　養殖施設（左：延縄垂下式、右：固定式）



写真３　試験養殖垂下開始前マガキ

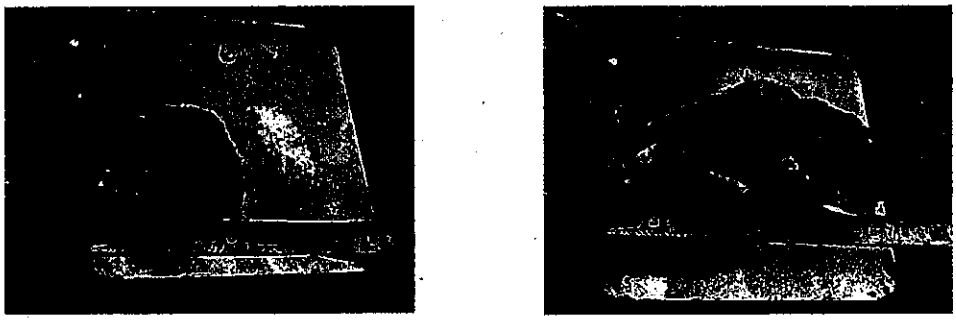


写真4．養殖開始後1ヶ月半（左）、2ヶ月半（右）のマガキ

4．収支報告

収入の部		支出の部	
費目	金額（円）	費目	金額（円）
マガキ販売	406,500	マガキ稚貝代（岩手産）	138,400
		マガキ稚貝代（大浦産）	50,000

5．まとめと今後

ノリ養殖区画を活用して、マガキの垂下試験養殖を行った結果、植物プランクトンの捕食による漁場環境改善への貢献という意識付けが図られた、また販売に関しては、波浪によるカゴの流出やへい死による被害は少なく。収入が支出を上回った。カキ垂下養殖が漁家経営安定の一助となりノリ養殖にも貢献するためには、養殖開始時期を早め、需要が高く、高単価での販売が見込める時期に出荷すること等が必要と考えられるため、次年度はこれらの点を改善して試験を行う予定である。

ノリ養殖は、令和7年度の秋芽漁期には3年ぶりの好調な生産枚数になったが、冷凍網期にはポランクトンによる栄養塩不足により色落ちとなり厳しい状況となった。このような状況のなか、令和6年度よりカキ等の二枚貝を試験的に養殖し、プランクトンの異常発生の抑制と、赤潮対策にもなり、昨年度の秋芽漁期の生産につながったのではないかと一縷の望みができた。しかしながら、漁家経営は未だに厳しく、漁家数も激減しているこたから今後も打開策を検討する必要がある。

水産第　１８３０号
令和８年７月２２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏　から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第 144 号
令和 8 年 7 月 14 日

佐賀県知事　山口 祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地 4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1，目　的
　カキ類垂下試験養殖
2，水産物の名称
　カキ
3，漁場の位置及び区域並びに面積
　有区第 1264 号、有区第 1267 号
　1,500 ㎡
4，試験養殖期間
　令和 8 年 9 月～令和 9 年 4 月
5，養殖の方法及び規模
　海苔支柱（コンポーズ）を用いた直接吊り下げ式（固定式）、及び延縄垂下式

添付書類
(1)理由書
(2)試験養殖計画書
(3)漁場位置及び区域図
(4)同意書写し
(5)委託契約書写し

理　由　書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年植物プランクトンの発生が多発し、栄養塩低下による色落ちで水揚げ金額は低迷が続き、漁家の経営は年々厳しくなっております。ノリ漁家数も激減しいる状況です。

春から夏にかけては、「サルボウ養殖」や「アサリ採貝」を一部の漁業者が営んでおりましたが、令和2年および令和3年の集中豪雨やナルトビエイ等による食害などで資源量は激減し、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするこれらの貝類は、ノリ養殖にとっても特に重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、令和7年度の試験養殖では、カキ籠の流出も、斃死もほとんど無く身入り、味共に良好でした。また、3期ぶりの秋芽ノリの豊作にも良い影響を与えたのではないかとの一縷の望みが漁業者からも出てきております。しかしながら、中東情勢の悪化等による燃油、資材の高騰により漁家経営はひっ迫している状況が続いております。このことにより今年度もノリ養殖と併用して、ノリ区画の漁場でカキを育成させ、将来の本格的なカキ養殖と漁家経営の安定化の一助と致したく考えております。

つきましては、厳しい状況をふまえて、今年度もカキ類垂下試験養殖について引き続き御承認をお願い致したいと存じます。

令和8年　7月　3日

佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1558番地11
佐賀県有明海漁協　たら支所
支所運営委員長　陣 竹　[redacted]

試験養殖承認申請書

令和8年7月6日

佐賀県知事　山口祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地の4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目　的

カキ類垂下試験養殖

2.水産物の名称

カキ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1264号　有区第1267号

1,500 ㎡

4.試験養殖期間

令和8年度ノリ漁期の間（令和8年9月～令和9年4月）

5.養殖の方法及び規模

海苔支柱（コンポーズ）を用いた直接吊り下げ式（固定式）及び延縄垂下式

添付書類

(1) 理由書
(2) 試験養殖計画書
(3) 漁場位置及び区域図
(4) 委託契約書の写し
(5) 同意書の写し

■令和8年度カキ類垂下試験養殖計画書

1.方法

①取組み

・ノリ区画の漁場を利用して垂下カゴを設置し、カキ類の生育状況を確認する

②養殖による育成効果の検証

・支柱固定式及び延縄垂下式（1カゴにカキ類3～5kg程度収容）

2.スケジュール

令和8年9月～	・養殖施設の設置
令和8年10月～	・試験養殖開始（養殖カゴの設置）
	・養殖稚貝の生育確認
	・養殖稚貝の測定
	・養殖管理（害的生物の除去等）
	・養殖施設の維持管理（補修等）
令和9年3月	・養殖カゴの撤去
令和9年4月	・施設の撤去

3.漁場位置及び区域

1)養殖場所：有区第1264号・有区第1267号

2)養殖面積：1,500 ㎡以内

4.試験養殖従事予定者氏名

氏名	所属
[redacted]	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所
	有明海漁協たら支所

5.収支計画

1)支出の部

費目	金額
カキ種子	¥150,000
養殖施設資材	¥0 ※既存設備活用のため

2)収入の部

費目	金額
カキ販売	¥400,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)

大浦産マガキ(購入)、岩手県大船渡養マガキ(購入)・天然スミノエガキ(採捕)　合計300kg

小長井産マガキ(購入)

7.出荷先予定

個人売り

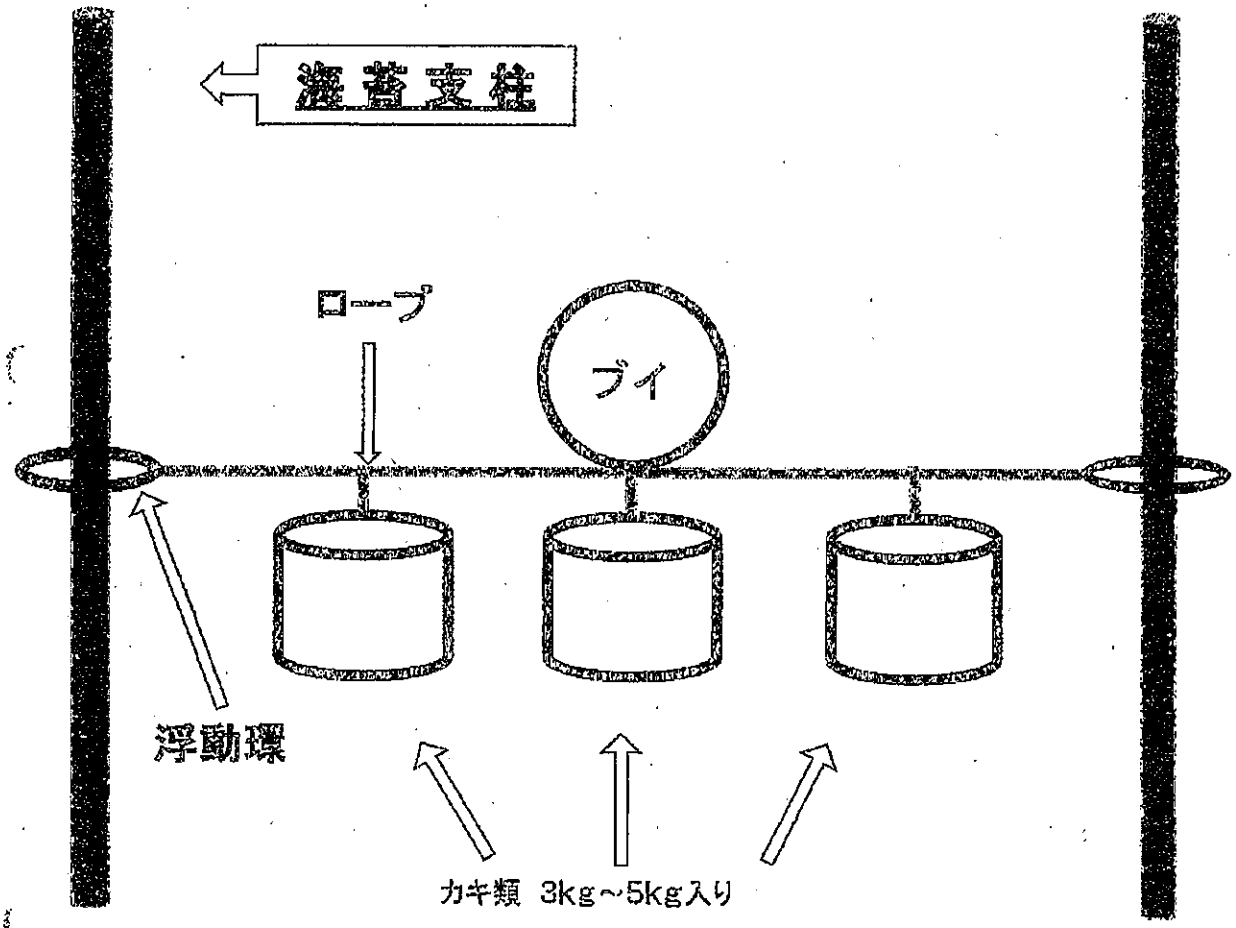
8.そ　の　他

緊急時の措置

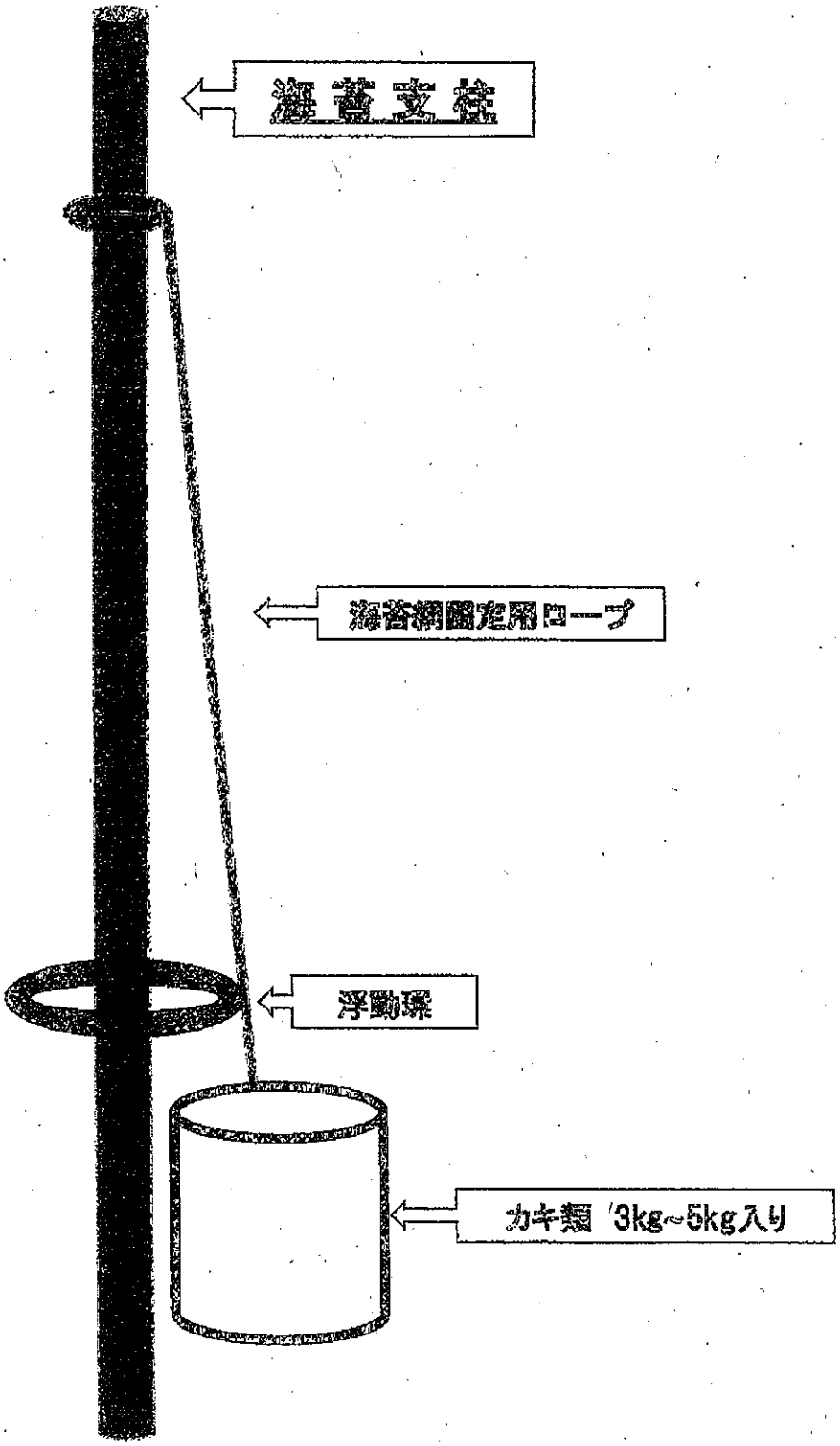
台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、

養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

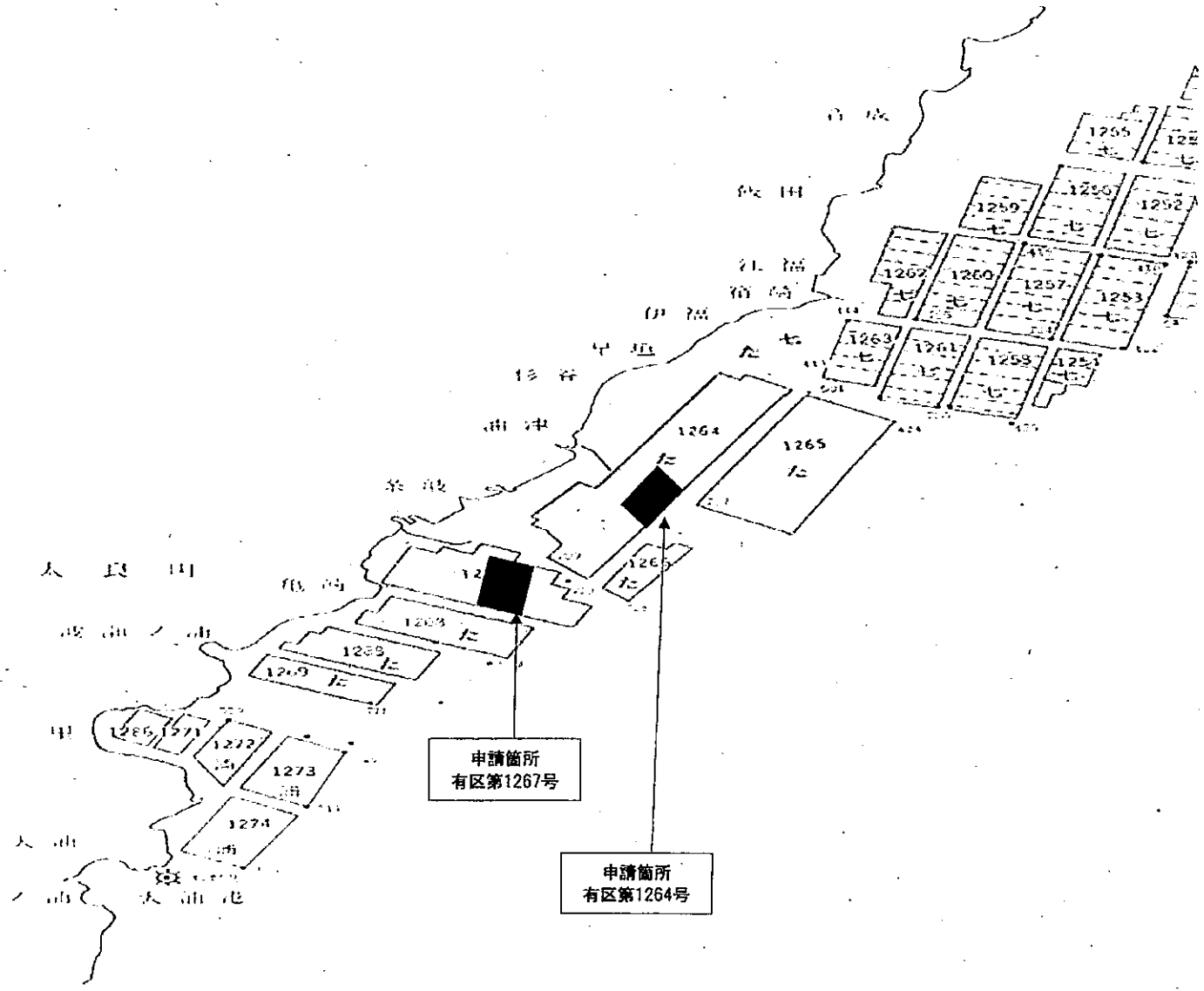
また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。



※重しやロープ等で浮動環が抜けないような対策を実施


海苔支柱
海苔網固定用ロープ
浮動環
カキ類 3kg~5kg入り

試験養殖漁場位置図



同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　たら支所

運営委員長　　陣竹　隆司　様

令和8年7月3日付　たら支所カキ垂下試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和8年 7 月 3 日

佐賀県有明海漁業協同組合　鹿島市支所

支所運営委員長　中島　龍　[redacted]

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合　たら支所

運営委員長　　陣竹　隆司　様

令和8年7月3日付　たら支所カキ垂下試験養殖については、
異議なく同意いたします。

令和8年　7月　3日

佐賀県有明海漁業協同組合　大浦支所

支所運営委員長　山本　富広　[redacted]

令和8年度カキ類垂下試験養殖(たら)業務委託契約書

令和8年度カキ類垂下試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条　甲は、カキ類垂下試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和9年6月 30 日までとする。

(費用負担)

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年7月14日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島 貞[redacted]

乙　佐賀市西与賀町大字屋外 8[redacted]
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保[redacted]

議題 2

筑下管第６８号
令和８年７月１５日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外の内容変更承認申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　　様

住所　福岡県久留米市安武町安武 1063-2
氏名　独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長　北村　達也
(公印省略)

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６２号・６９号・７２号・７３号・７４号の適用除外にかかる承認について、内容変更の承認を受けたいので申請します。

記

１　承認年月日　令和８年１月２１日（有漁調委第４５号）

２　変更しようとする事項
（１）以下５名を「採補に従事する者の住所及び氏名」に追加
（２）以下５隻を「使用船舶」に追加

（１）採補に従事する者の住所及び氏名

住所（所属）	氏名
久留米市安武町武島1750-1 （下筑後川漁業協同組合）	[redacted]

（２）使用船舶

船名 / 仕様	[redacted]
登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力	
所有者名	

船名 / 仕様	[redacted]
登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力	
所有者名	

３　変更しようとする理由

調査体制見直しのため

４　添付資料

当初承認通知（有漁調委第４５号）の写し

有漁調委第４５号
令和8年(2026年) 1月21日

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長　北村　達也　様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（通知）

令和７年１２月２２日付け筑下管第１３０号で申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

1　適用除外する事項　　佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号、68号、69号、70号、71号

2　適用除外する期間　　令和8年(2026年) 3月1日から令和9年(2027年) 2月28日まで

3　使　用　船　舶

名称	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名
[redacted]				

4　採　捕　従　事　者

[redacted]

福岡有明海漁業協同組合連合会沖端漁業協同組合　福岡県柳川市矢留本町1－2
[redacted]

受付第118号
8.1.2F
独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

令和７年１２月18日

独立行政法人　水資源機構
筑後川下流総合管理所長　北村　達也　様

佐賀県有明海漁業協同[redacted]
代表理事組合長　西久保[redacted]

同　意　書

令和７年１２月１２日付、筑下管第１２４号にて依頼がありました筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

筑下管第１３０号
令和７年１２月２２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所　福岡県久留米市安武町武島 1063-2
氏名　独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長　北村　達也
（公印省略）

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1　目　的

本件は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底生生物及び魚卵・稚仔魚の調査を行う。

2　適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６２号・６８号・６９号・７０号・７１号

なお、本申請に係る委員会指示の指示期間が終了し、同様の趣旨の新たな委員会指示がなされた際は、これについても本申請をもって承認いただきますようお願いします。

3　使用船舶

別紙 1 使用船舶のとおり、3 隻を使用する

4　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を 20kg 以内。

※タイラギ、ウミタケ、アゲマキは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を 20kg 以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5　適用除外の期間

許可日から令和 9 年 2 月 28 日まで

【底質調査、底生生物調査：2 回（8 月、2 月）】

【魚卵・稚仔魚調査：12回（毎月1回）】

6　**採捕区域**

有明海　（別紙3のNo.4、No.5、No.6、No.7）

7　**使用漁具及び漁法**　（別紙2参照）

スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取（図－1）

スコップによる底生生物の採取　（図－1）

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取（図－2）

別紙２

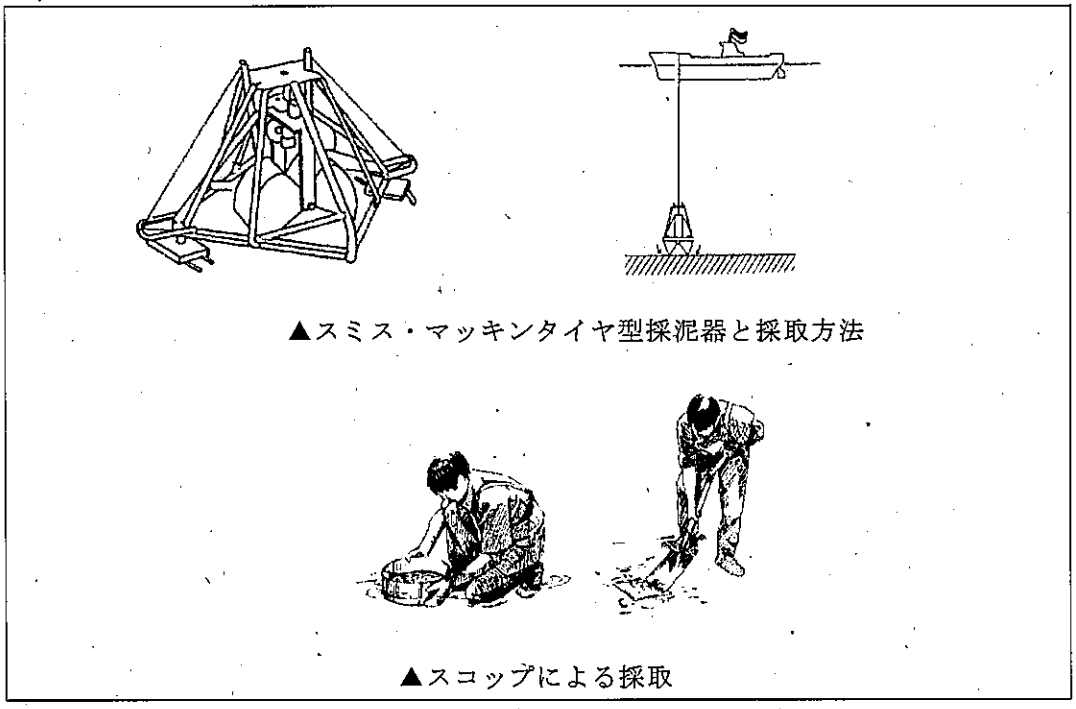
調査方法

【底生生物調査】

図－1 に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

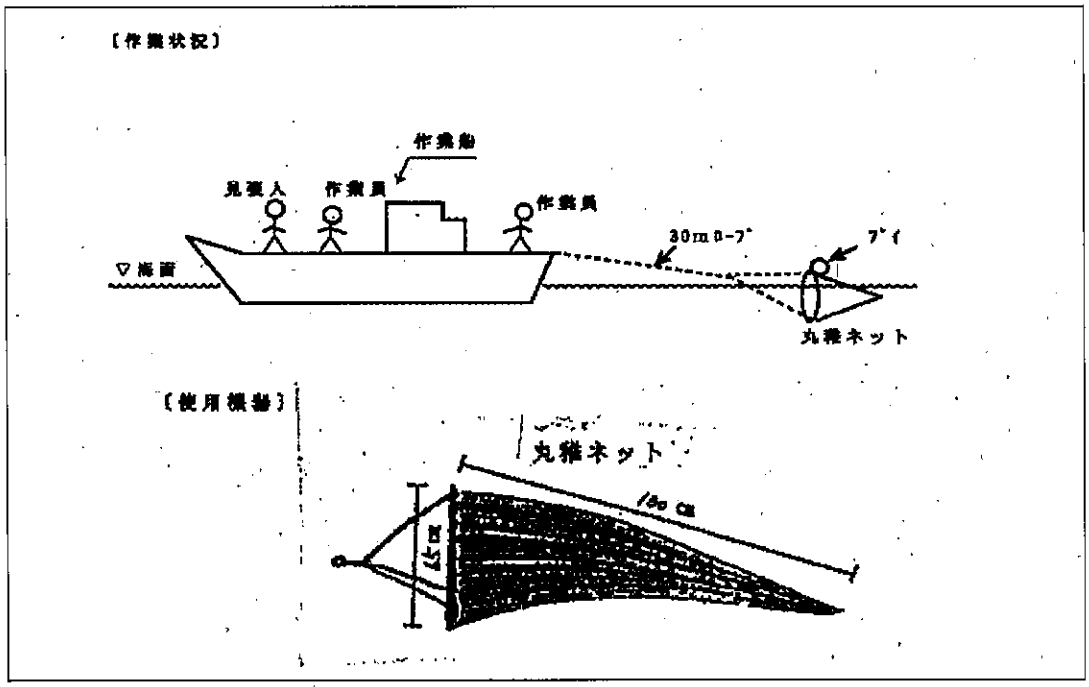
図－2 に示す魚卵ネットを用いて 2 ノット 10 分間の表層曳による採取



▲スミス・マッキンタイヤ型採泥器と採取方法

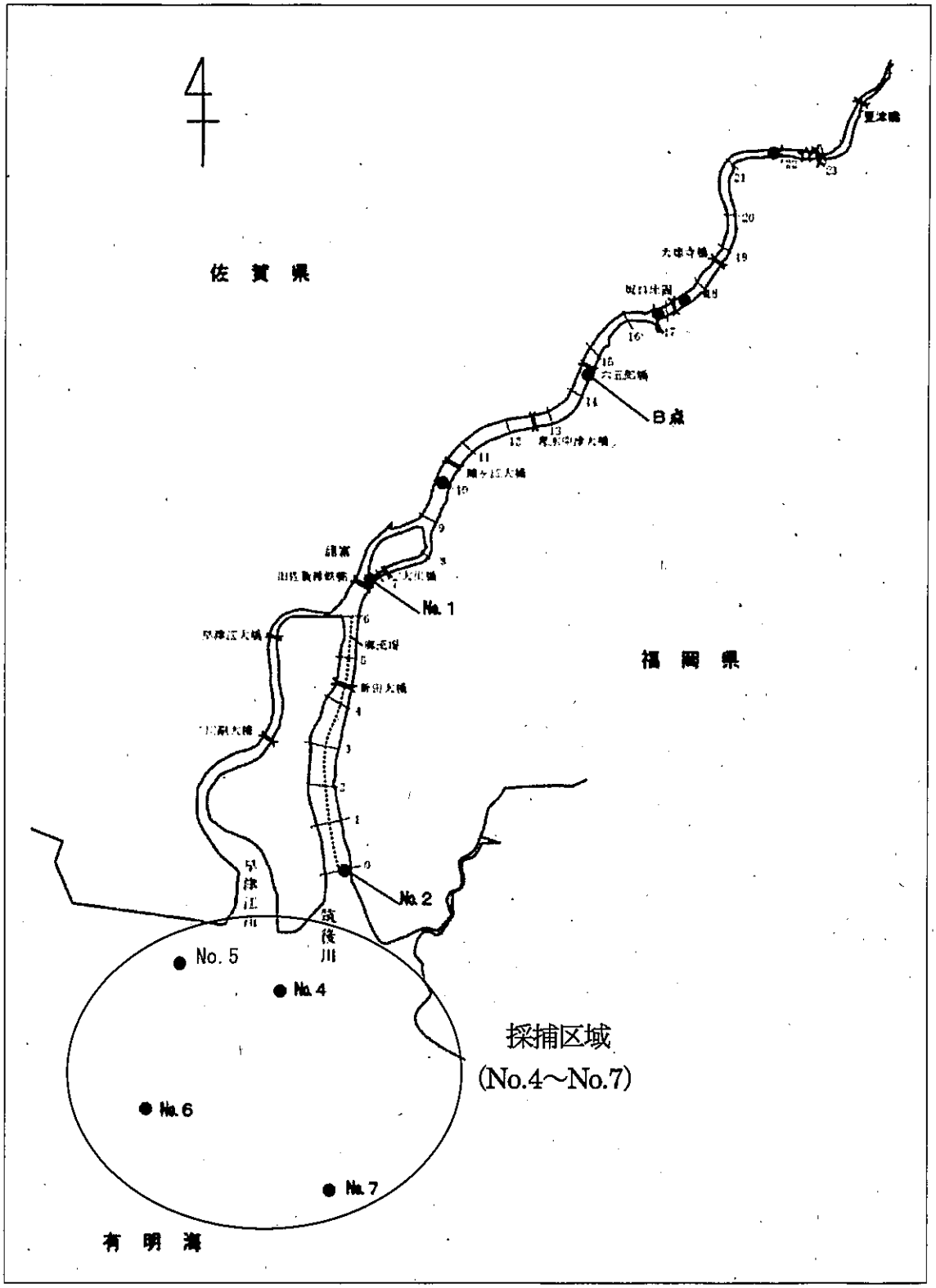
▲スコップによる採取

図－1　採取器具および方法（底質、底生生物）



図－2　採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）

別紙３



採捕区域図

議題 3

水 産 第 1701 号
令 和 8 年 7 月 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長　西 久 保　敏　様

佐賀県農林水産部水産課
課長　横尾　一成

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 72 号の
適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 72 号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1　適用除外の理由

委員会指示第 62 号により操業が禁止されている海域および第 72 号によりタイラギの採捕が禁止される海域において、タイラギの採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査を実施するため。

2　調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜水士による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集である。

3　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg 以内）

4　適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和９年３月31日まで

5　調査計画

別添１「工程表」のとおり

6　採捕の区域

有明海（別添２「採捕区域」のとおり）

7　採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添３「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

8　その他

佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

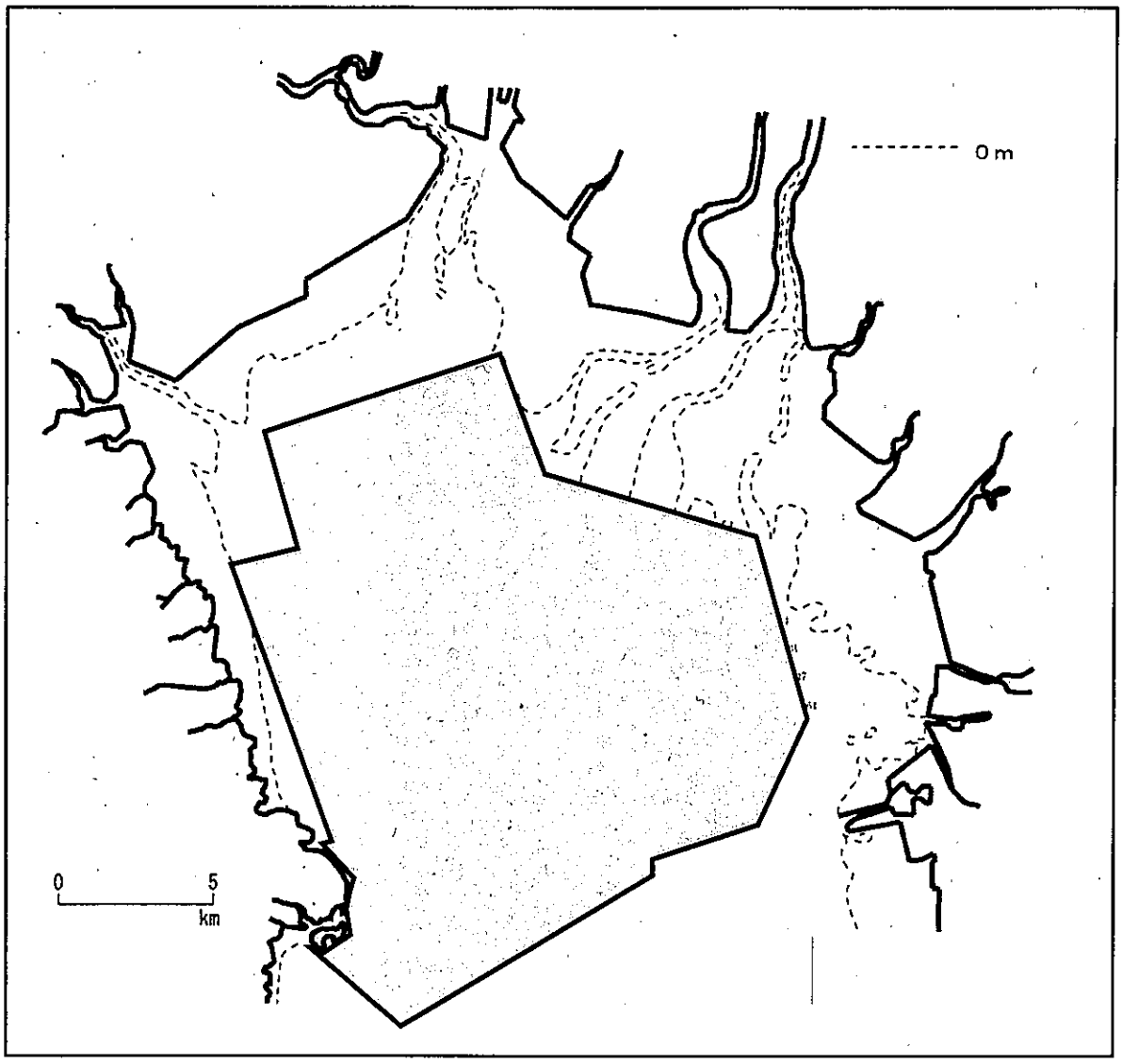
工程表

（別添1）

区分			調査・分析項目	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	200地点	1回						200							
	B	底泥採取+（タイラギ生息状況調査）	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成	60地点	1回						60							60地点のうち48地点は200地点調査と重複 重複しない12点についてタイラギ生息状況調査・浮泥厚調査を実施
			Aと重複しない地点 タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	（12地点）	1回						（12）							
	K（対照区）	漁場改善効果把握調査（R7施工区）	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	5地点	1回						5							
		底泥採取	底質分析 IL,AVS,粒度組成															
	L（対照区）	漁場改善効果把握調査（R8施工区）	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	6地点	1回						6							
		底泥採取	底質分析 IL,AVS,粒度組成															
取りまとめ																		

区分		概要	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
作業量	調査地点数									223							223
	調査日数	4地点/日・隻 8隻/日として								6.97							7.0
	安全監視船日数									6.97							7.0
	分析検体数	B調査								60							60
	分析検体数	K、L調査								11							11

○ 採捕区域　　（別添2）



○採捕に従事する者の氏名、船舶及び住所

（別添3）

	従事者	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	住所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

佐有漁協指第 130 号
令和 8 年 7 月 7 日

佐賀県農林水産部水産課
課長　横尾　一成　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

タイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示
適用除外申請への同意について

令和 8 年 7 月 7 日付け水産第 1589 号で依頼のあったタイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請について同意します。

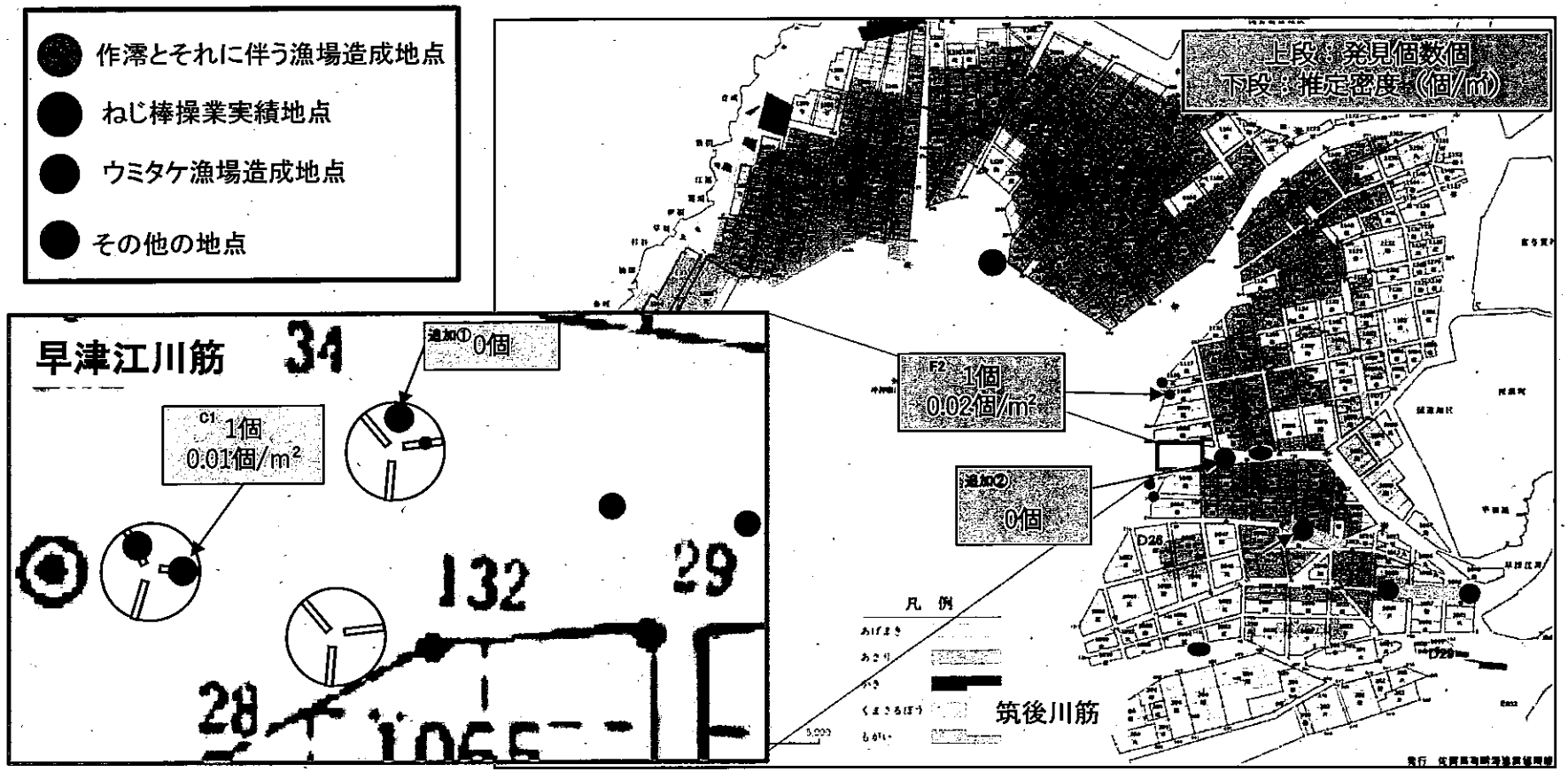
【結果】R8年5月ウミタケ生息状況

令和8年5月23日
佐賀県有明海漁業協同組合

日時：令和8年5月23日

方法：11～17分間潜水（探索範囲は概ね1分で5㎡で推定）での発見個数を計測

結果：・生息は、4地点中2地点で確認し、最大密度は推定0.02個/㎡であった。
・発見個体は1歳貝と推測された（殻が破損していたため、水管の大きさから推測）



議題 4

議題 5

水 産 第 1 2 3 3 号
令和８年(2026 年) 6 月 22 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針について（諮問）

佐賀県資源管理方針について、別添案のとおり変更したいので、漁業法第 14 条第 10 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 山口・寺田）

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事　山口　祥義

第1　資源管理に関する基本的な事項

1　漁業の状況

本県の水産業は、生産量44.7千トン（令和5年）、生産額は309.5億円（令和5年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2　本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2　特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1)　水域
(2)　対象とする漁業
(3)　漁獲可能期間

第3　特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1　漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2　留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3　数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第５　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

２　特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

３　漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第６　その他資源管理に関する重要事項

１　漁獲量等の情報の収集

(1)　漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2)　漁獲量等の情報は、法第 26 条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項若しくは第２項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3)　また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第７　佐賀県資源管理方針の検討

法第 14 条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね５年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも５年ごとに見直しを行うものとする。

第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１　まあじ」から「別紙１－11　ぶり」までに、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙３－１　さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙３－17　ばいがい佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和２年 12 月１日より施行する。

附則

この方針は、令和３年１月１日より施行する。

附則

この方針は、令和３年４月１日より施行する。

附則
この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則
この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則
この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則
この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則
この方針は、令和６年２月７日より施行する。

附則
この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。

附則
この方針は、令和７年６月２４日より施行する。

附則
この方針は、令和８年３月２４日より施行する。

附則
この方針は、令和８年●月●日より施行する。

別紙１－１

第１　特定水産資源
まあじ

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第５号第 70 条第１号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第４条第１項第８号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第４条第１項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第３項第１号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第５項第２号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第４条第１項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－２

第１　特定水産資源
　　まいわし対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　　佐賀県まいわし漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域
　　②　対象とする漁業
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－３

第１　特定水産資源
さんま

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－４

第１　特定水産資源
　　するめいか

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　　佐賀県するめいか漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　②　水域
　　②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域
　　②　対象とする漁業
　　定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　　全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－５

第１　特定水産資源
　　くろまぐろ（小型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域（省令第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下同じ。）
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第３項に規定する定置漁業及び法第60条第５項第２号に掲げる第２種共同漁業漁業(定置網を使用するものに限る。)）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
　　陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで
　　②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）
　２　佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
　　陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで
　　②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第9

1号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－６

第１　特定水産資源
　　くろまぐろ（大型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　②　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第３項に規定する定置漁業及び法第60条第５項第２号に掲げる第２種共同漁業漁業(定置網を使用するものに限る。)）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）
　２　佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業
　⑴　当該知事管理区分を構成する事項
　　当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域
　　③　対象とする漁業
　　佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び大臣許可漁業を除く。）
　　③　漁獲可能期間
　　周年
　⑵　漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－７

第１　特定水産資源
まさば及びごまさば対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁　業　の　種　類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	２統
小型まき網漁業	４統
しき網漁業	50 統
定置漁業	２統
小型定置網漁業	60 統

別紙１－８

第１　特定水産資源
かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第２から第３において同じ。）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第５　その他資源管理に関する重要事項
資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１－９

第１　特定水産資源
うるめいわし対馬暖流系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県うるめいわし漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし

第５　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１－10

第１　特定水産資源
まだい日本海西部・東シナ海系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まだい漁業
(1)　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
(2)　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第５　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１―11

第１　特定水産資源
ぶり

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業
⑴　当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
①　水域
②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域
②　対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業
③　漁獲可能期間
周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第５　その他資源管理に関する重要事項
１　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。
２　養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙３－１
第１　水産資源
　　さわら日本海・東シナ海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３－２
第１　水産資源
　　ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３－３
第１　水産資源
　　とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３―４
第１　水産資源
　　けんさきいか日本海・東シナ海系群
第２　資源管理の方向性
　　国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３―５
第１　水産資源
　　きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）
第２　資源管理の方向性
　　資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近５年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
　　特になし。

別紙３―６
第１　水産資源
　　いさき九州北・西海域
第２　資源管理の方向性
　　資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近５年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　　佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙３―７
第１　水産資源
くるまえび玄界灘佐賀海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙３―８
第１　水産資源
くえ九州北西・山口海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
第４　その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙３―９
第１　水産資源
がざみ有明海海域
第２　資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３—10

第１　水産資源

あかむつ九州北西海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近５年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３—11

第１　水産資源

このしろ有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近５年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３—12

第１　水産資源

しばえび有明海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近５年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—13

第1　水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第2　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4　その他資源管理に関する重要事項

別紙3—14

第1　水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第2　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—15

第1　水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第2　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―16

第１　水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近５年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙３―17

第１　水産資源

ばいがい佐賀県玄海海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を 2021～2025 年の平均値（16 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
第１　～第４　略	第１　～第４　略
別紙１－１～７　略	別紙１－１～７　略
別紙２　略	別紙２　略
別紙３－１～16　略	別紙３－１～16　略
別紙３―17 第１　水産資源 ばいがい佐賀県玄海海域 第２　資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、玄海漁協魚市場における年間総漁獲量を 2021～2025 年の平均値（16 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 特になし。	新設

議題　6

全国海区漁業調整委員会連合会（全漁調連）　中央要望活動について

【中央要望活動の概要】

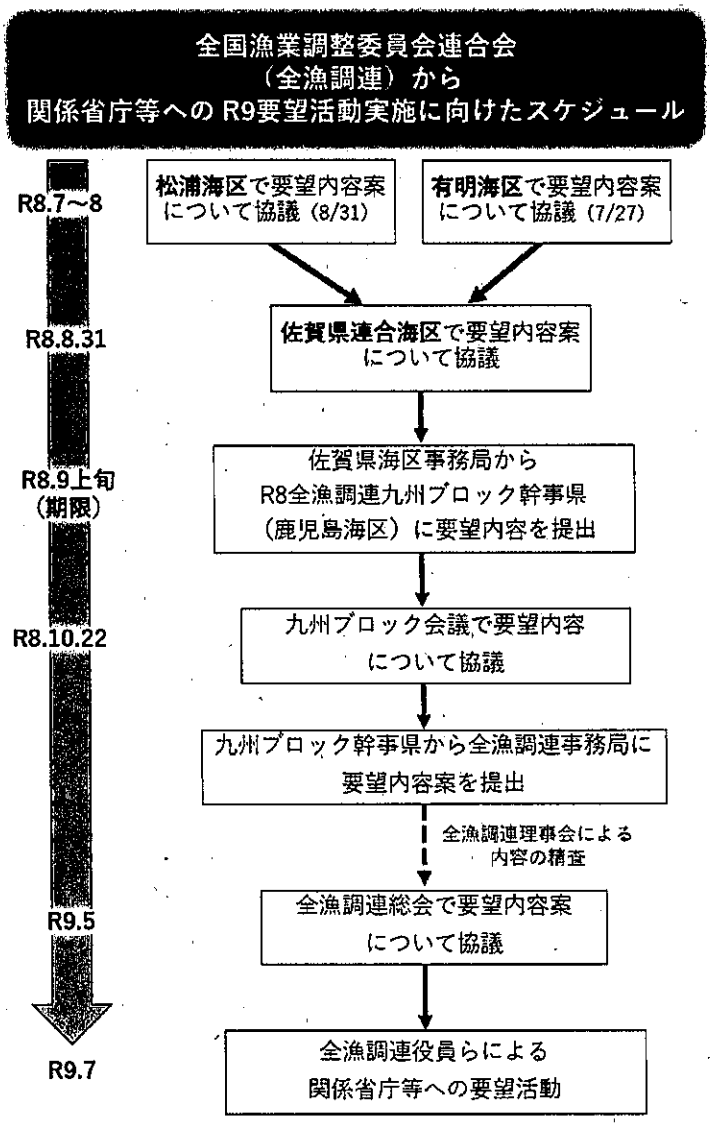
・毎年７月に実施
・全漁調連の中核的な活動
・要望先：水産庁、国土交通省、外務省

【令和８年度の要望項目】

・右記の７項目

Ⅰ	海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ	沿岸漁場の秩序維持について
Ⅲ	太平洋クロマグロ資源管理について
Ⅳ	沿岸資源の適正な利用について
Ⅴ	漁業法改正後の制度運用について
Ⅵ	外国漁船問題等について
Ⅶ	海洋性レジャーとの調整等について

全国の海区委員会からの要望を、趣旨が共通・類似しているもの毎にまとめ、７項目に整理。中央から十分な回答や、新たな回答が得られなかったと判断される要望については、次年度も継続して要望。



令和８年(2026 年) 5 月 15 日
全漁調連総会資料

要望書のとりまとめについて(令和9年度要望に向けて)

1 趣旨

近年、国への要望書は、項目数が増加し、類似項目の重複などにより構成が複雑になっている。

このため、簡潔で整理された要望書とする観点から、令和９年度要望に向けて、要望書の構成と取りまとめ方法の見直しを進める。

2 主な課題（現状認識）

(1) 要望項目の増加と重複

項目数の増加※や類似内容の重複等により、分かりにくい構成となっている。

※ H26～大項目５ 総項目３８～↓R7（大項目７、総項目６２）

(2) 全漁調連要望としての妥当性

要望内容が多岐にわたるため、全漁調連として取り上げる範囲を改めて整理する必要がある。

(3) ブロック段階での整理不足

ブロック内で同趣旨の要望が十分に一本化されないまま、ブロックから提案される事例が見られる。

3 見直しの方向性

要望書の再構築、内容の整理

大項目と下位項目を点検し、要望内容を見直すとともに、重複や並立が生じないよう組み替える。

≪大項目：7項目→6項目≫

現行分類	新分類案
Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について
Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について
Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について
Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	Ⅴ 外国漁船問題等について
Ⅵ 外国漁船問題等について	Ⅵ 海面利用をめぐる調整について
Ⅶ 海洋レジャーとの調整について	

提出年度別の佐賀県要望事項の内容（全漁連関係）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について	1．国際委員会での直近の資源評価結果を反映した、漁獲枠の速やかな（次期管理期間での）増枠の実現。	1． 前年と同じ	1．（前年と同趣旨の要望　＋） 漁獲枠未利用分の繰越上限の堅持。	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ
		2．増枠が承認された場合は、沿岸の零細な漁船漁業へ優先的に配分。 配分については、長期的な漁獲実績、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度を配慮。	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年と同趣旨	2． 前年と同じ	2． 前年と同趣旨	2． 前年と同趣旨
		3．強度な資源管理に取り組む計画の共済契約者について、より高率の掛金補助を受けられるように共済制度の仕組みの見直し。	3．漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算確保。 （＋前年と同趣旨の要望）	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同趣旨	3． 前年と同趣旨
							4．クロマグロ資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価の実施。	4． 前年と同趣旨
Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	ミニボートによる危険行為の防止について	1．ミニボート利用者の各種安全対策の徹底を、水産庁及び国土交通省から業界へ強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化。	1．ミニボート製造業者に対するJIMA指針検査の受検を義務化。 利用者については安全講習の受講の義務化。	1．ミニボートの登録と保険加入をセットとした制度の創設。	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年と同じ	1． 前年の要望１と２を統合
		2．ミニボート利用者への、プレジャーボート責任保険への加入の義務付け。また、義務化されるまでの間、加入率向上を図るための施策の強化。	2． 前年の要望１．と同じ	2．ミニボートの利用者には安全講習会の受講を、販売者には購入者に対し安全講習会の受講を促すように強く働きかけること。	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年と同じ	2． 前年の要望3.と同趣旨
			3．上記1．の検査に合格したミニボートを、日本漁船保険組合の責任保険の加入対象とすること。	3． 前年の要望2．と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年と同じ	3． 前年の要望４と同趣旨
					4．国土交通省、水産庁等がより一層協力しながらの、安全対策上の制度創設等。	4． 前年と同じ	4． 前年と同じ	

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

内容

本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。

さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。

ついては、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

１　直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

２　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。

３　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。

４　沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の水産資源への影響評価を行うこと。

別紙様式２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）
ミニボートによる危険行為の防止について（案）
【継続】（一部変更）

内容
免許が不要なミニボート（長さ３m未かつ機関出力1.5kW未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。
海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみても、令和に入ってから毎年１００件以上で推移している。
このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。
ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

１　ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。

２　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

３　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。